

蓋架柵渠改修工事（R 0 8 0 1）の入札について

次のとおり総合評価一般競争入札を実施するので公告する。本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行う。

なお、本入札は、入札に参加する者に必要な資格の審査を入札執行後に行い、落札者を決定する事後審査型一般競争入札であることから、「市川市事後審査型一般競争入札実施要領」、「市川市建設工事等電子入札実施要領」及び「市川市建設工事総合評価競争入札特別簡易型試行実施要領」を遵守すること。

市川市長 田中 甲

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 蓋架柵渠改修工事（R 0 8 0 1）
- (2) 工事場所 市川市福栄 1 丁目 1 1 番地先 外 2 箇所
- (3) 工事期限 令和 9 年 3 月 2 6 日
- (4) 工事概要 別紙 1 「工事概要書」のとおり
- (5) 予定価格 8 9, 0 0 1, 0 0 0 円（税込み）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている者
- (2) 市川市内に本店を有する者
- (3) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者
- (4) 本市の土木一式工事の格付等級が A 又は B ランクの者
- (5) 建設業法第 2 6 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、技術者を適正に配置できる者
- (6) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「協同組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該協同組合の理事会の構成員が所属する他の法人又は個人（以下「理事会の構成員」という。）

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

ウ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

エ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

オ 当該工事に係る公告の日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

カ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者及び同法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定による経営事項審査を受けておらず、同法第 2 7 条の 2 9 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

ク 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

ケ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

コ 市川市が発注した建設工事について、公告日前 3 カ月以内に工事完成検査評定通知書により 6 5 点未満の通知を受けている者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 1 4 日を経過した日を「通知を受けた日」とする。

サ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

シ 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 価格及び価格以外の要素がもたらす総合評価の方法は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- イ 技術評価点は、標準点（100点）に、加算点（最高9点）を加えた数値とする。
- ウ 加算点は、下記(3)ア「企業の施工能力に係る事項」及びイ「配置予定技術者の能力に係る事項」に示す事項の評価基準に応じて与える点数

(2) 落札候補者の決定方法

- ア 下記に示す要件のいずれにも該当する入札参加者のうち、上記(1)「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。
- (ア) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。
- (イ) 入札価格が市川市財務規則第98条の2第1項に規定する一般競争入札に係る調査基準価格に満たない場合には、市川市低入札価格調査制度に関する要綱（以下「低入要綱」という。）第8条に規定する市川市低入札価格調査委員会において落札候補者とすべきと判定されていること。
- イ 評価値の最も高い者が2人以上ある場合において、当該者の技術評価点に違いがあるときは当該技術評価点の高い者を落札候補者として決定し、当該技術評価点に違いがないときは当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- ウ ア及びイの定めにかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。

(3) 評価項目

本工事における評価項目は次のとおりとする。

- ア 企業の施工能力に係る事項
- (ア) 市川市の工事成績
- (イ) 事故又は不誠実な行為
- (ウ) 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置
- イ 配置予定技術者の能力に係る事項
- (ア) 市川市の工事成績（工事の従事経験）

(4) 評価項目の内容及び評価基準等

ア 企業の施工能力に係る事項

評価項目	評価項目の内容	評価基準	配点
(ア) 市川市の工事成績	本市における過去2か年度間（※1）に当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間の同工種での工事成績評定点	80点以上の実績(最高点)	4
		78点以上～80点未満の実績(最高点)	3
		75点以上～78点未満の実績(最高点)	2
		70点以上～75点未満の実績(最高点)	1

		65 点以上～70 点未満の実績 (最高点)		0
		上記に拘わらず、65 点未満の 実績(※2)		-1
		なし		0
(イ) 事故又は 不誠実な 行為	本市における過去2か年度間 (※1)に当該年度の入札公告日 の前日までを加えた期間の状況	競争参加資格停止	あり	-4
		文書注意	あり	-2
		なし		0
(ウ) 若手技術者(40歳 未満)・女性技術者の 配置	若手技術者又は女性技術者を当該 工事における現場代理人、主任技 術者、監理技術者、専任特例2号 の監理技術者又は監理技術者補佐 として配置する状況(若手技術者 の年齢は、入札公告日時点で40 歳未満とする)	配置	あり	1
			なし	0

※1 過去2か年度間とは、入札公告日に属する年度を除く直近の過去2年度とする。

※2 65点未満の実績が1つ以上ある場合は、最高点の評価に加え、-1点とする。

計算例) A社の工事成績評定点が81点、76点、62点の場合、81点(配点:4点)、
62点(配点:-1点)を評価し、加算点は3点となる。

※ 本公告文中「同工種」とは、建設業法別表第1における「土木一式工事」をいう。

※ 上記(ア)は、元請企業(共同企業体の場合は代表構成員に限る。)として施工した実績に限る。

イ 配置予定技術者の能力に係る事項

評価項目	評価項目の内容	評価基準	配点
(ア) 市川市の 工事成績 (工事の 従事経験)	本市における過去2か年度間 (※1)に当該年度の入札公告日 の前日までを加えた期間の同工種 で現場代理人、主任技術者、監理 技術者、専任特例2号の監理技術 者又は監理技術者補佐として従事 した工事成績評定点	80 点以上の実績(最高点)	4
		78 点以上～80 点未満の実績 (最高点)	3
		75 点以上～78 点未満の実績 (最高点)	2
		70 点以上～75 点未満の実績 (最高点)	1
		65 点以上～70 点未満の実績 (最高点)	0
		上記に拘わらず、65 点未満の 実績(※2)	-1
		なし	0

※1 過去2か年度間とは、入札公告日に属する年度を除く直近の過去2年度とする。

※2 65点未満の実績が1つ以上ある場合は、最高点の評価に加え、-1点とする。

計算例) Bが従事した工事成績評定点が81点、76点、62点の場合、81点(配点:4点)、
62点(配点:-1点)を評価し、加算点は3点となる。

※ 上記(ア)は、元請企業(共同企業体の場合は代表構成員に限る。)の技術者として、従事した経験に限る。

(5) 評価内容の担保

「ア (ウ) 若手技術者・女性技術者の配置」及び「イ 配置予定技術者の能力に係る事項」について、履行状況の確認を行う。

受注者の責において、評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、資格停止措置を行う。

4 落札者の決定

- (1) 本入札は事後審査型一般競争入札であるため、3 (2)で決定した落札候補者は、内訳書の確認及び別紙2「提出書類一覧」に掲げる入札書と共に提出した入札参加資格確認書類等(以下「確認書類等」という。)の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者となる。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、「事後審査型一般競争入札参加不適格通知書」を送付する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、入札参加資格を満たしている者が確認できるまで、次順位者から順次内訳書の確認及び確認書類等の審査を行うものとする。

5 提出書類

- (1) 入札に参加する者は、別紙2「提出書類一覧」に掲げる確認書類等、技術評価に係る加算点確認表及び技術資料を入札時に提出すること。
- (2) 提出された技術資料の内容について、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞き取りを行う。なお、聞き取りは配置予定技術者及びその他市が必要と認める者に対して行うものとする。

6 設計図書の閲覧又は貸出及び質疑について

- (1) 設計図書を必ず閲覧すること。
- (2) 設計図書の閲覧は、入札情報サービスにて行うものとする。
- (3) 設計図書等に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、工事発注担当課へ電子メールにて提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されないものとして取り扱うものとする。
なお、質疑がない場合は提出しないものとする。
(質疑書は入札情報サービスからダウンロードすること。)

ア 質疑提出期間	令和8年9月30日(水) 正午から 令和8年10月7日(水) 正午まで
イ 工事発注担当課	下水道建設課
ウ 質疑提出電子メールアドレス	kgs@city.ichikawa.lg.jp
エ 質疑回答日	令和8年10月9日(金) 正午以降 質疑に対する回答は、入札情報サービスに掲載し、質疑がない場合でもその旨掲載する。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加する者の見積もる入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金を下記提出期限内に納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号及び第3項に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期限内に当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。
この場合の保証期間は、開札日から令和8年11月9日(月)までとする。
 - ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期限 令和8年10月14日(水) 午前9時から
令和8年10月16日(金) 午後5時まで
 - イ 場所及び方法 市川市管財部契約課へ持参により提出すること。
- (2) 前項に係わらず、市川市内に本店を有する者については、公告日から過去2年間に本市の競争参加資格停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除とするものとする。
 - ア 本市が発注する種類を同じくする契約(建設工事)を令和6年4月1日から公告日までに誠実に履行を完了した実績を1回以上有する者
 - イ 国又は他の地方公共団体が発注する種類を同じくする契約(建設工事)を令和6年4月1日から公告日までに誠実に履行を完了した実績を2回以上有する者

8 入札に関する事項

- (1) 入札期間 令和8年10月14日(水) 午前9時00分から
令和8年10月16日(金) 午後5時00分まで

(2) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札に関する注意事項

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した**内訳書、別紙2「提出書類一覧」に掲げる確認書類等及び技術資料を提出すること。**内訳書、別紙2「提出書類一覧」に掲げる確認書類等及び技術資料は電子入札システムにより入札書に添付し、提出すること。

イ 内訳書の様式は任意とするが、入札金額と同額を一式計上したものは内訳書の提出のない入札として扱い、当該入札を無効とする。**また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条及び同法施行規則第1条の規定に基づき、内訳として下記項目を記載すること。**

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費の事業主負担額
- ・安全衛生経費
- ・建退共制度の掛金

※ 参考様式を入札情報サービスに掲載しています。

ウ 電子入札システムにより提出する内訳書及び技術資料等のファイル形式は、原則以下のとおりとし、確認書類等と1つの圧縮ファイルにまとめて添付すること。また、容量は3メガバイト以内とする。

- ・PDFファイル
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel

エ ウに提示した圧縮ファイルの容量が3メガバイトを超える場合又は電子入札システム上の都合により提出することができない場合、確認書類等については、7に掲げた入札期間に市川市管財部契約課へ問い合わせの上、持参、電子メール又はファクシミリ装置により提出するものとする。

オ 一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

カ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は本市の都合により、入札を延期又は中止、若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

キ 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

(4) 入札の無効

下記のいずれかに該当した入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 明らかに連合によると認められる入札

ウ 電子証明書を不正に使用した入札

エ 内訳書の提出のない入札又は内訳書に不備がある入札

オ 確認書類等の提出のない入札

カ 予定価格を超える入札

キ 調査基準価格に満たない入札を行った落札候補者が市川市低入札価格調査表の提出に代わる届出（市指定様式）を提出したとき、当該落札候補者のした入札

ク 必要事項を欠く入札

ケ 協同組合及び理事会の構成員が入札で競合したときの当該協同組合の理事会の構成員のした入札

コ 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札

サ 紙入札への移行後における、電子入札システムにより行った入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札に関する事項

- (1) 場所 市川市役所第1庁舎 5階 会議室1（契約課）
- (2) 日時 令和8年10月19日（月）午前9時25分
- (3) 立会人 入札に参加した者又は委任状を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く。）午後5時までに、市川市管財部契約課へ問い合わせること。
- (4) 開札結果 本件は総合評価一般競争入札であることから、価格のみを記載した電子入札の開札後、同システムにより保留通知を応札者全員に対し送信する。評価値を算出した後、落札者を同システムにより応札者全員に対し通知する。なお、価格以外の要素を含む本件の詳細な結果については、入札情報サービスに公表する。

10 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 低入要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、低入札価格調査を実施する。なお、低入札価格調査を行った結果、低入要綱第9条第1項により落札者としがない場合がある。
- (2) 低入要綱第3条に基づき失格判定基準価格を設定し、失格判定基準価格に満たない価格で入札を行なった者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。

11 契約の締結について

- (1) 落札者は、契約を締結するときは契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格に満たない価格で申込みをした場合は、契約金額の100分の30以上の額の契約保証金を納めなければならない。なお、落札者が市川市財務規則第117条第2項及び第3項の各号に該当する保証を付した場合は、免除となる。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。
- (3) 前払金は、請求により、請負代金額の100分の40以内を支払う。ただし、調査基準価格に満たない価格で契約をした者は100分の20を超える前払金の請求をすることができない。
- (4) 中間前払金は、契約当初の前払金に加えて、工事の中間段階において請求することにより、契約金額の100分の20以内を支払う。
- (5) 調査基準価格に満たない価格で契約した者は、公告日前2年以内に完成した市川市発注の建設工事に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、「2入札に参加する者に必要な資格に関する事項」において定める要件と同一の要件を満たす配置技術者の1名増員を義務づける。
 - ア 65点未満の工事成績評価を受けている者
 - イ 工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約約款に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者
 - ウ 品質管理等に関し、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準により競争参加資格停止を受けた者
 - エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
- (6) 協同組合及び理事会の構成員が入札で競合し、当該入札の結果、協同組合若しくは理事会の構成員が契約を締結したときは、当該契約は解除となり、損害賠償等の対象となる。
- (7) 落札者が提示した技術資料等の内容により契約の履行を求める。
- (8) 落札者が提示した技術資料等による内容が履行できなかった場合等の措置
 - ア 落札者が提示した技術資料等による内容を履行することができなかったときは、工事目的物に関して契約の内容に適合しないものの修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うものとする。
 - イ 落札者が偽りその他不正の手段により落札者となったときは、契約の解除、競争参加資格停止等の措置を行うものとする。
 - ウ 契約書には、上記ア及びイに掲げる措置の内容を明記するものとする。
- (9) **本件は、市川市公契約要綱第4条第1項第1号及び第2項の規定による労働環境の確認及び賃金支払いの確認の適用工事である。**
- (10) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が2に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった

場合又は落札者の入札が7(4)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

- (11) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、工事発注担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
※通知書は入札情報サービスからダウンロードしてください。

1 2 技術資料の取扱い

- (1) 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
(2) 提出された技術資料は返却しないものとし、当該技術資料は入札参加者の資格の審査及び技術資料の評価の目的以外に利用しないものとする。ただし、技術資料を提出した者が当該目的以外利用について承諾したときは、この限りでない。
(3) 入札参加者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

1 3 その他

- (1) 落札者を決定したときは、次に掲げる事項を入札情報サービスで公表するものとする。ただし、予定価格については、公告時に公表するものとする。
ア 工事名
イ 工事場所
ウ 特別簡易型による総合評価一般競争入札の方法によった旨
エ 評価項目、配点及び評価基準
オ 入札参加者の入札金額、標準点、技術評価点及び評価値
カ 総合評価一般競争入札の結果
キ 契約金額
ク 予定価格及び基準評価値
ケ 調査基準価格
コ 失格判定基準価格
サ 発注担当課
(2) 電子入札システムに使用するICカードは、開札日の30日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く）まで有効期限内のものを使用すること。開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。
(3) 落札者は、市川市建設工事指導要綱第9条の規定により、社会保険等未加入建設業者をすべての次数において下請負人とするのが原則できない。
(4) 落札者は、できる限り下請けを市内業者とすること。
(5) 落札者は、市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止措置期間中の者との下請契約等は原則できない。なお、下請契約等には、建設廃棄物処理委託契約を含む。
(6) 入札参加業者適格者名簿の記載事項（代表者名、所在地等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うこと。
※ 詳細は、入札情報サービスに本公告文と併せて「提出書類及び注意事項等」として添付している「2 入札参加業者適格者名簿の記載事項に変更が生じた場合の入札・契約締結時の注意事項」をお読みください。

1 4 問い合わせ先

市川市管財部契約課契約グループ
電話 047-712-8593
住所 市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎4階
電子メールアドレス keiyaku3@city.ichikawa.lg.jp

工事概要書

工 事 名	蓋架柵渠改修工事（R 0 8 0 1）
工 事 場 所	市川市福栄 1 丁目 1 1 番地先 外 2 箇所
工 事 概 要	■ 工事内容 現場打ちU型水路 内幅 0.9m 内高 2.3m L=37m 内幅 0.7m 内高 1.9m L=123m 内幅 0.6m 内高 1.1m L=32m 床版設置（一般部用） N=150 枚 床版設置（乗入部用） N=18 枚 床版設置（点検口部） N=12 枚 ○前払い率：40% ○工種区分：道路改良工事 ○現場環境改善費：無 ○地域補正（施工地域区分）：一般交通影響有り(2)-2 ○契約保証補正区分：金銭的保証

(1) 確認書類等 【区分：○必須 △該当する場合のみ提出】

項 目	提出書類	区分
企業に関する書類	① 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（市指定様式）	○
	② 公共工事設計労務単価に係る誓約書（市指定用紙）	○
	③ 特定建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し（許可区分及び当該営業所が確認できるもの）	○
	④ 施工実績を証するものとして、コリンズの工事实績データ等	△
	⑤ 中小企業等協同組合法に定める協同組合が申請する場合は、次の書類 ・ 協同組合の定款（写し） ・ 協同組合・組合員名簿（指定用紙） （注）提出以後に定款又は「協同組合・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに申し出をし、指示された書類を提出しなければならない。	△
	⑥ 市川市入札参加業者適格者名簿（工事）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、次の書類 ・ 特定関係調書（市指定用紙）	△
	⑦ 「6 入札保証金に関する事項」(2)イに該当する場合は、履行実績を証明する書類の写し（コリンズの工事实績データ等）	△
主任技術者又は監理技術者に関する書類（専任特例2号の監理技術者を含む。）	① 配置予定技術者申請書（※市指定用紙）	○
	② 資格を証する書類の写し（監理技術者資格者証等）	○
	③ 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明できる書類の写し（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）	○
	④ 直近の建設業許可等申請時に提出した営業所技術者等一覧表（建設業法施行規則様式第1号別紙4）又は営業所技術者等証明書（同施行規則様式第8号）の写し。これらの書類の提出後に営業所技術者に変更があった場合は、変更届出時に提出した営業所技術者等証明書の写しを含む。）	○
	⑤ 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、次の書類 ・ 監理技術者等の配置予定申請書（市指定用紙） 監理技術者補佐に関する、前項②～③に掲げる書類	△
専任特例1号の監理技術者等に関する書類	① 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者等を配置する場合又は建設業法第26条の5の規定の適用により営業所技術者等が技術者等の職務を兼ねる場合は、人員の配置を示す計画書	△

※市指定用紙は、入札情報サービスからダウンロードしてください。

(2) 技術資料に係る提出書類

技術資料の提出にあたっては、「技術評価に係る加算点確認表」を提出すること。

なお、【記載における留意事項】を確認すること。

ア 「企業の施工能力に係る事項」に関する提出書類 【該当する場合のみ提出】

※入札時に提出

評価項目	提出書類
(ア) 市川市の工事成績	① 当該工事と同工種の本市発注工事における工事成績評定表等の写し ② ①の工事に係るコリンズの工事实績データの写し
(イ) 事故又は 不誠実な行為	なし
(ウ) 若手技術者（４０ 歳未満）・女性技術 者の配置	① 若手技術者・女性技術者の配置（市指定様式） ② 若手技術者の配置を予定する場合は、年齢を証明する書類の写し 女性技術者の配置を予定する場合は、性別を証明できる書類の写し ③ 資格証明書等（配置予定技術者と同一の場合は不要）

※上記(ア)は、提出書類が①②の一方のみの提出とならないよう注意すること。

（下記、イ(ア)において同じ。）

※上記(ア)は、元請企業（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）として施工した実績に限る。

※コリンズの工事实績データに代えて、契約書等の工事内容のわかる部分（建設業許可業種を含む。）及び完成日を客観的に証明できる書類の写し（工事完成検査評定通知書等）でも可とする。

イ 「配置予定技術者の能力に係る事項」に関する提出書類 【該当する場合のみ提出】

※入札時に提出

評価項目	提出書類
(ア) 市川市の工事成績 （工事の従事経験）	① 主任技術者、監理技術者、専任特例２号の監理技術者又は監理技術者補佐として従事した当該工事と同工種の公本市発注工事における工事成績評定表等の写し ② ①の工事に係るコリンズの工事实績データの写し

※当該評価項目における配置予定技術者とは、主任技術者、監理技術者又は専任特例２号の監理技術者をいう。

※当該評価項目は、元請企業（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）の技術者として、従事した経験に限る。

※コリンズの工事实績データに代えて、契約書等の工事内容のわかる部分（建設業許可業種を含む。）、選任届の写し及び完成日を客観的に証明できる書類（工事完成検査評定通知書等）でも可とする。